

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「上級申込用紙請求」と朱書きし、おて先を明記して、10円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。なお、下記のところでも申込用紙をお渡ししますが、この場合、郵送による請求に対しては、送付しません。

鳥取県東京事務所（東京都千代田区平河町2丁目4都道府県会館4階）

鳥取県大阪事務所（大阪府東区南久宝寺町2丁目58の1）

鳥取県名古屋事務所（名古屋市中村区広小路西通り1丁目20ガーテンビル4階）

鳥取県北九州事務所（北九州市小倉区浅野町2小倉ステーションビル3階）

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上級受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、5円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

昭和41年6月1日（水）から昭和41年6月30日（木）午後5時まで。郵送の場合は、昭和41年6月30日（木）午後5時までの着信のものに限ります。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

8 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して10円切手（郵便料金が改正された場合は、改正料金による。）をはった返信用封筒を必ず同封してください。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東山一丁目

（定価1冊100円）

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(土曜日は、
日曜日は、
当分の間は、
休む)

次 大

- 鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部を改正する規則
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法施行規則による診療所を休止した旨の届出
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法の登録があつたものとみなされるもの
- 土地収用法による土地の立入りの許可
- 鳥取県管土地改良事業分担金徴収規程の一部改正
- 昭和四十一年四月一日付け鳥取県告示第百四十八号中訂正

規 則

鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

鳥取県特別金融対策資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県特別金融対策資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「金融繁忙期における資金」の下に「及び金融施策上知事が特に必要と認める資金」を加える。
第二条中「知事がこれに準ずるものと特に」を「金融施策上資金を確保することを知事が特に必要と」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 白

示

鳥取県告示第百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十一年五月三十一日

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十一年五月一日	岡田医院	西伯郡岸本町番原六	内科、外科	岡田 喜一
	八郷分院	五七番地の一	小児科	

鳥取県告示第百七十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療科名 休止年月日
 国民健康保険 西伯郡岸本町番原六 内科、小児科 昭和四十一年
 岸本町診療所 五七番地の一 四月三十日

鳥取県告示第二百七十三号
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に
 規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理が
 あつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに
 国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年
 政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 昭和四十一年五月三十一日

診療所の名称 所 在 地 申出の受理の年月日
 湖山齒科医院 気高郡気高町勝見七四 昭和四十一年五月 一日
 倉繁齒科診療所 倉吉市大谷八八三ノ一 十四日
 隅田医院八郷分院 西伯郡岸本町番原六五七
 木下産婦人科医院 米子市角盤町二丁目
 松井医院日吉津分院 西伯郡日吉津村日吉津八 八九ノ四

鳥取県告示第二百七十四号
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の
 規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
 を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬
 剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規

定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年五月三十一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
 鳥国医 一、一九三 若月 茂徳 昭和四十一年五月 六日
 " 一、一九四 岡藤 輝夫 " 十二日
 " 一、一九五 木村 雅一 " 六日

鳥取県告示第二百七十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に
 基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告
 示する。

昭和四十一年五月三十一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 一 起業者の名称
 中国電力株式会社
 二 事業の種類
 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による電気事業の用に供
 する電気工作物に関する事業
 三 立ち入らうとする土地の区域
 八頭郡河原町三谷、高福、天神、下土居、中村、棚田、荒倉、佐貫、
 八日市、和奈見、六日市及び釜口地内
 " 用瀬町坂井原、大村、杉森、岡、松原、奥家奥、家奥、別府、
 土居、下平、赤波、余井、美成、鷹狩、馬橋、大安興寺

正 誤

昭和四十一年四月一日付け鳥取県告示第四百四十八号中次の箇所に誤りが
 あつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 一 下 十一 米子市靴町 米子市靴町
 " 十二 食品加工所研究所 食品加工研究所

及び馬路地内
 智頭町駒堀、樽見、福原、中原、奥村、新田、西谷、原ヶ平、
 大屋、早瀬、白坪、慶所、大坪、三吉、埴師、石田、横
 田、長瀬、天木、三明、木原、穂見、岡田、山根、三田、
 新見、中田、坂原、惣見、大呂、池本、中島、浅見、西
 野、米原、大内、郷原、河合、毛谷、篠坂、南方、米井、
 沖代、上市場、本折、岩神、上坂井原、惣地、智頭及び
 尾見地内
 四 立ち入らうとする期間
 昭和四十一年 五月二十五日から
 昭和四十一年十二月 六日まで

鳥取県告示第二百七十六号
 鳥取県営土地改良事業分相金徴収規程(昭和三十三年七月鳥取県告示第
 三百二十一号)の一部を次のように改正し、昭和四十一年度分分相金から
 適用する。
 昭和四十一年五月三十一日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条中
 「羽合東郷農林漁業用揮発油 事業費の百分の十、
 税財源身替農道整備事業 専業費の百分の十、
 佐治 " " を削る。
 春日 " "」